

【事後対策で被害を最小限に！】降雹害の事後対策

農業普及技術課
農業革新支援担当

6月14日、15日の降雹により、農作物被害が発生しています。
降雹で被害のあった作目では事後対策を実施し、被害を軽減させましょう。

1 野菜（露地）

- (1) 茎葉に損傷を受けた野菜は病気にかかりやすくなっていますので、品目ごとの防除基準に従って殺菌剤を散布します。
 - ・キャベツ・レタスについては、特に軟腐病に対する防除を徹底します。
 - ・ねぎ、たまねぎに対しては、特にべと病に対する防除を徹底します。
 - ・なお、品目共通の病害として灰色かび病の防除を行います。
- (2) 茎葉の損傷により草勢低下が懸念されるので、例えばくみあい液肥2号を1,000倍にするなど、薄めに希釈した液肥による葉面散布を実施します。
- (3) きゅうり、ピーマンなどの果菜類で主枝が損傷を受けた場合、側枝を主枝として仕立て、樹形を整えます。損傷を受けた茎葉及び果実等は摘除し、側枝の発生を促します。

2 花き

- (1) 茎葉が折損した場合は、折損部位を手で折り取り※、圃場外に持ち出し処分します。
- (2) 損傷した傷口や泥の跳ね上がりから病害が発生する恐れがあるので、速やかに灰色かび病等を対象とした殺菌剤を散布します。
- (3) りんどうでは、収穫が見込めない花蕾は折り取り、養成茎として残します。また、液肥を葉面散布し草勢の回復を図ります。
(※ウイルス病の感染を防ぐため刃物は使用せず、手で折り取る)

3 果樹

- (1) 凍霜被害が比較的軽微な園地では、丁寧に摘果を行い、できるだけ傷のない果実を残します。また、表皮のみの損傷で判断が難しい場合は、くぼみ等が明らかになってから摘果を実施します。
- (2) 凍霜被害が著しく着果量不足が見込まれる園地では、樹体生育とのバランスを保つため、被害の甚だしい果実を除き、調整果として被害にあった果実も残します。
- (3) 凍霜害の程度に限らず共通の対策として、損傷した葉、枝及び果実の傷口から病害が発生する恐れがあるので、殺菌剤を特別散布します。

4 水稲

- (1) 降雹後2～3日は、特に浅水管理として土壌をできるだけ酸化的に保ち、その後も間断灌漑と浅水管理によって根の機能や生育の回復を図ります。
- (2) ひょう害を受けた水稲は軟弱な生育となりやすいため、いもち病等病害虫の発生に注意し、必要に応じ薬剤散布などの防除対策を実施します。
- (3) 生育回復を図るための追肥は行いません。
- (4) 除草剤の使用は、稲体がほぼ正常な生育に回復するまで控えます。

5 小麦

(1) 穂の折損が見られる場合は脱粒しやすいので、刈り取りは丁寧に行います。

6 大豆

(1) 被害が著しく回復が見込めない場合（主茎が欠損するなど）、播種適期内であれば再播種を検討します。再播種する場合、生育量確保のため、適正播種量の上限まで播種量を増やします。

(2) 被害が比較的軽い場合は、中耕培土により生育の回復を図ります。

7 飼料作物

(1) 降雹でラップロールに穴が開いた場合は、速やかに補修テープを貼るなど対処します。